

松江市告示第 217 号

土壌汚染対策法第 11 条第 1 項の規定による形質変更時要届出区域の指定について(令和 2 年松江市告示第 460 号) の一部を次のように改正し、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1～3 略 備考 区域の範囲を表示した図面は松江市 <u>環境エネルギー部環境対策課</u> に備え置き、一般の閲覧に供する。	1～3 略 備考 区域の範囲を表示した図面は松江市 <u>環境保全部環境保全課</u> に備え置き、一般の閲覧に供する。